

第27期第2回日野市町名地番整理審議会議事録

日	時	令和7年6月19日(木)午前10時～12時
場	所	日野市役所 防災情報センター1階 災害対策本部室
議	題	川辺堀之内・上田・宮・豊田地区の町名地番整理事業について
出	席	者 (条例第4条第1号の委員) 青木 寛司・島村 綾 (条例第4条第2号の委員) 今尾 恵介・生島 美和・小林 昭治 (条例第4条第3号の委員) 佐々木 愛郎・柳下 一利・神山 智・橋本 雅弘
欠	席	者 高橋 知之・吉野 美智子
事	務	局 浅川 浩二・熊澤 修・谷 遼平・小野 駿佑・川村 俊介

事 務 局	定刻になりましたので、ただ今より第27期第2回日野市町名地番整理審議会を開催いたします。 本日は、ご多用のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。 それでは、今尾会長、よろしくお願いいたします。
会 長	本日は、委員の皆様には大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。 これより、第27期第2回日野市町名地番整理審議会を始めます。 本日、欠席の連絡をいただいているのは、 高橋 知之 委員、 吉野 美智子 委員の2名 です。 また、日野郵便局長 橋本 雅弘 委員につきましては、高岡 祐介 第2集配営業部長が、日野警察署長 柳下 一利 委員につきましては、西田 真司 警備課長が代理で出席しております。 なお、本日の会議には半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第9条の規定に基づき、本会議が成立するものであることを、あわせてご報告いたします。 なお、本日の議事につきまして諮問事項はございませんが、会議は公開とさせていただきます。 また、会議録の作成を行いますので録音させていただきます。 会議録は審議会会議規則により公開となりますので、あらかじめご

		承知おきいただきますよう、お願いいたします。 それでは、開催にあたりまして、市長よりご挨拶をお願いいたします。
市	長	本日は、ご多用の中、第２７期第２回日野市町名地番整理審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 ４月に市長に就任いたしました、古賀壮志でございます。 市政に携わる責任の重さを日々痛感しておりますが、皆様のお力添えいただきながら、丁寧にして誠実に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 さて、前回の審議会では、上田・宮地区における新川崎街道^{えんぺんが}縁辺部の事業区域に関する方針について、報告させていただきました。 本日の審議会では、これまで検討を行ってまいりました「川辺堀之内・上田・宮・豊田地区の町名地番整理事業」について、過去の検討の振り返りと、今後のスケジュール等についてを議題としております。 今後、事業区域内にお住まいの方々への説明会、そして、来年度には市議会への町区域の新設に関する議案の上程を予定しております。 本日の審議会は、今後に向けた大事な議論の場となりますので、委員の皆様方におかれましては、ぜひとも活発な議論をいただくとともに、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

	本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。 なお、市長は公務の都合上、ここで退席となります。 委員の皆様、ご了承のほど、お願いいたします。 それでは、事務局より本日の資料の確認がございます。 また、令和7年度に入りまして、人事異動などに伴う委員および幹事、事務局に変更がございましたので、事務局よりご紹介をお願いいたします。 最新の委員名簿がお手元の資料にございますので、そちらもあわせてご参照願います。
事 務 局	【 配布資料の確認 】 事務局です。はじめに、本日の資料の確認をいたします。 事前に郵送等にてお送りしておりますが、資料としては大きく4点でございます。 ●資料 1_審議会次第 ●資料 2_第 27 期町名地番整理審議会委員名簿 ●資料 3_パワーポイント打ち出し ●資料 4_親地番街区案(A3) 資料の確認は以上ですが、不足などはございませんでしょうか。 続いて、新しい委員のご紹介を申し上げます。

お名前を申し上げますので、対象の委員の方におかれましては、その場でご起立願います。

●条例第4条第3号の委員(関係行政機関の職員)

東京消防庁日野消防署長

佐々木 愛郎 委員

警視庁日野警察署長

柳下 一利 委員

本日は代理で西田 真司 警備課長にご出席いただいております。

東京法務局立川出張所長

神山 智 委員

日本郵便株式会社日野郵便局長

橋本 雅弘 委員

本日は代理で高岡 祐介 第2集配営業部長にご出席いただいております。

なお、委嘱状につきましては、机上配布とさせていただきますので、ご了承ください。

引き続き、この場をお借りしまして、幹事と事務局をご紹介します。

はじめに、幹事のまちづくり部長 浅川でございます。

		続いて事務局の紹介をさせていただきます。 都市計画課長 熊澤 でございます。 都市計画課 小野 でございます。 都市計画課 川村 でございます。 事務局からの紹介は以上でございます。 なお、本日は傍聴希望がなかった旨、あわせてご報告させていただきます。 事務局からは以上です。	
会	長	それでは、これより議題に入ります。 本日の議題は、1件です。 この会が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、次第に従いまして、議題の『川辺堀之内・上田・宮・豊田地区町名地番整理事業について』、事務局より説明願います。	
事	務	局	それではご説明いたします。 【 内容説明 】
会	長	只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。 【 質疑応答 】	
委	員	大字豊田地区について、もう少し詳しくご説明いただきたいです。	

	この地区については、前回の審議会までは議題に挙がっていなかったため、今回突然議題に取り上げられても、すぐに判断するのは難しいと感じています。 また、隣接する東豊田1丁目や4丁目には編入されず、大字豊田地区だけがそのまま残ることになった経緯についても知りたいです。
事務局	大字豊田地区は東豊田1丁目および4丁目に隣接していますが、過去の経緯を確認したところ、おそらく当時はこの地域の開発があまり進んでいなかったことも関係していたのではないかと思います。 当時、この地域が東豊田1丁目や4丁目に編入されるような動きもあったのかもしれませんが、その点についての記録は、こちらでは見つけることができませんでした。
委員	それでは、これまでも町名地番整理の対象に加わってないし、今回も加えたくないということでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。
委員	大字豊田地区だけ残すということでしょうか。
事務局	今回は、大字豊田地区を残すか残さないかを確定させることまでは、想定しておりません。 これまで、大字豊田地区を川辺堀之内地区に編入するというお話をさせていただいた中で、特に大字豊田地区について議論する場合は、あまりなかったかと思います。 改めて大字豊田地区について確認したところ、他の地区に比べて面積が小さく、世帯数もあまり多くないという事情がございました。 この場をお借りして、恐縮ではございますが、今回、議題として挙げさせていただいた次第です。
委員	資料中に「地区の方より意見が多くある」と記載されていますが、そ

これらの意見はいつごろのものでしょうか。また、地域にはおおよそ何世帯くらいがあるのでしょうか。

意見の中には、「配達サービスの精度向上や緊急自動車の到着時間短縮にはあまりつながらないのではないか」というものもありますが、その通りだと思います。

しかし、そういった理由だけで町名地番の整理が不要だとしてしまうのは、少し違うのではないかと考えます。

たとえば、飛び地となっている落川や百草地区においても、将来的に町名や地番を整理する際に、「自分たちは今のままで良い」との意見が出る可能性があります。

また、警察署・郵便局・消防署の方々に、現在どのような地図を使用し、日野市内でどの程度不便を感じているのか伺いたいのですが、私はほとんど不便を感じていないのではないかと思っております。

現在はGPSの精度も向上しており、戦争でピンポイント攻撃が可能な時代です。

それくらい精度が上がっていますので、将来的には飛び地であってもリアルタイムで地図情報が正確に表示される世の中になると思います。

したがって、配達やパトカー、消防車などの、場所が分かりにくいという問題よりも、むしろ道が狭いなどの方が実際の障害になるのではないのでしょうか。

このように「現在の状況で特別なメリットを感じないから変更しない」ということであれば、町名地番整理の必要性自体が今までの概念と変わってきてしまいます。

もっともなご意見とは思いますが、このような考え方では、物事が

	まとまっていかないのではないかと感じております。 あわせて確認したいのですが、資料 3 と資料 4 が異なるようにみえますが、改めてご説明いただきたいです。
事 務 局	資料についてですが、A3 でご用意しているものは、街区を分けた案になります。 また、資料の 7 ページでお示ししている図は、街区の「36 番」といった具体的な街区番号ではなく、現状の状態と青い線で川辺堀之内地区の土地区画整理区域がどこまで含まれているかを示したものです。したがって、A3 の資料と説明資料の 7 ページに掲載している図は、それぞれ異なる内容となっています。
事 務 局	委員からご意見をいただきましたが、まさにその通りだと思えます。 時代の流れやさまざまな技術の発展により状況も変化していますので、そうした点も踏まえ、一度議論の場を持ちたいと考え、今回は初めて議題として取り上げさせていただきました。 委員がおっしゃった内容については、事務局でもこれまで議論してまいりました。 一方で、例えば「日野 7773」のような町名が日野市内には多数存在し、7773 にも実際に何十世帯も住んでおられます。 また、飛び地についてご意見もありましたが、飛び地などについては、町字界を整理しできれば一緒にしていきたいと考えています。 ただし、この大字豊田地区については、今回対象となるのはこの場所のみで、区画整理による変更があったわけでもなく、枝番も他と同様に振られてはいません。 平成 28 年には都市計画課の職員が実際に世帯の方々にご説明に

		伺いました。 その際には、特に不便を感じていないとのご意見が多く、もし変更する場合は、行政手続きだけでなく、銀行や携帯電話、テレビなどの契約、さらには運転免許証の住所変更など、ご自身で行わなければならない手続きが多く、相当な負担となるというご意見もありました。 このような声も踏まえつつ、飛び地ではなく、位置がはっきりと確定し、道も明確なこの場所について、時代の変化に合わせて整理すべきなのかどうか、ご意見をいただきたいと考えており、今後も引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。 なお、現時点で数世帯ではありますが、改めてお話を伺ったところ、市民の方々からは先述の問題点について、より顕著にご意見をいただいたと感じています。 以上、現状についてご報告いたします。 また、委員からご指摘のあった郵便局や消防署の方々からも、ご意見があればぜひお聞かせいただきたいと思います。
委	員	あらためて伺うが、大字豊田地区は何世帯ぐらいありますか。
事	務	局
会	長	40 世帯弱です。 ありがとうございます。今の委員のご指摘は、町名地番整理の本質に関わる非常に重要な問題だと思います。 町名地番整理は戦前から続く取り組みであり、特に関東大震災の復興事業の際には、地番の枝号、枝番号が非常に錯綜していることが問題となりました。 本来、枝番号は土地を順番に分筆するごとに割り振られるものですが、実際には分筆の時期がまちまちだったことで、番号が飛び飛びになり、複雑化してしまっています。

	たとえば、先ほどお話にあった大字日野 7773 番では、山林をかなり細かく分筆した結果、分筆時期の違いから枝番号が非常に飛んでいて、これが戦後の住居表示法施行でも大きな問題となりました。 こうした枝番号の錯綜が、町名地番整理を進める大きなきっかけにもなっています。 その点で申し上げますと、大字豊田地区は、だいたい 1428 番から 1430 番の間で分筆されており、比較的順序どおりで整理されています。そのため、実際に大きな混乱は起きていないのではないかと思います。 また、委員からのご指摘がありましたが、近年ではアドレスマッチングや GPS などによる位置特定技術が大きく進歩しており、現場での支障も少なくなっているのではないかと思います。 私個人としてもこの点は大変興味がありますので、郵便局や消防署、警察署関係の皆様、また法務局の方でも構いませんが、実際に日野市内で業務のうえで何か支障やお困りのことがあるのか、ぜひご意見をお聞かせいただければと思います。 郵便局につきましては、皆さんプロフェッショナルですので、住所や名前を見ただけでも世帯構成までご存じなのではと感じています。
委 員	言いづらいこともあるかとは思いますが、各機関によって使っている地図も異なっているかと思います。 本来であれば、国全体で統一した詳細な地図を使うのが理想かもしれませんが、現状はそれぞれが異なる地図を使っている状況だと思います。 そこで、私がお伺いしたいのは、実際に警察署や消防署、郵便局など、それぞれの現場で「場所がわからない」といったケースがどの程度

	発生しているのかという点です。 私の感覚では、おそらく 98%以上は住所や地番の特定ができています。 しかし、住宅開発が進むなどで、100%リアルタイムで把握するのは難しい部分もあるかと思っています。 可能であれば、皆さんがどのような地図や情報を使って業務をされているのか、また年間を通じて「地番が分からない」といった事例が事件や事故対応などで実際にどのくらい発生しているのかを教えてくださいただけると助かります。
警 察 署	一概には言えませんが、指令室で 110 番通報が入った際には、通報者がどこの何番地かという情報は基本的に把握できます。 多少論点がずれるかもしれませんが、指令を行う担当者も、だいたいのどのエリアからの通報なのか分かっています。 また、交番のおまわりさんやベテランの警察官などは、地図が頭に入っていて、「何丁目何番何号」といった住所であれば、そのあたりだなとすぐに判断できるため、地番が整理されていれば対応もしやすいです。 例えば、「大字何番」といった住所であっても、事件などでは「何月何日のどこで」と特定し、「地図で何番地何号」として調べるので、「大字●●7773 番地」がたくさんあっても、最近では場所が分からないということはほとんどありません。 ただし、田舎のほうや山林などの場合は、多少分かりづらいこともあります。 特に地番整理が全くなされていない場所では、対応が難しくなることもあり得ます。

委 員	日野市の中で、例えば 1 年間のうちに、警察官や関係者が現場に向かった際、「場所が分からずに全く違うお宅に行ってしまった」というようなケースは実際にあるのでしょうか。
警 察 署	そこまでは把握しておりません。
委 員	繰り返しになりますが、今回、大字豊田地区だけ町名地番を変更せず現状のままにするという方針については、確かに一つの考え方だと思います。 ただ、まだ未計画の地域も残っている中で、今回のような理由で判断してしまうと、今後は全体の調整がうまくいかなくなるのではないかと懸念しています。 そこで改めてお伺いしたいのですが、実際に現状でどの程度困ったことがあるのでしょうか。 現地に行っても何か分からなくて困ることが、そんなに多くはないのではないかと私自身は思っています。 いかがでしょうか。
郵 便 局	一概に郵便配達といっても、はがきの配達、荷物・ゆうパックなど様々な種類があり、配達物によって配達方法も異なります。 それぞれの種類によって、使用する地図や用途・使い方にも違いがありますので、一概に困っている・困っていないとは言いにくい部分もあります。 皆さんご存じの通り、はがきなどの配達については、主にバイクや自転車で配達していますが、事前に地図をもとに配達エリアを把握し、訓練も行っているため、ある程度の区画内で新しい転入者や、亡くなった方などの情報も適切に管理しています。 こうした対応により、「配達先が分からない」といった問題はほとん

		どありません。 仮にそういったケースが発生しても、個別にきちんと対応しているので、大きな問題にはなっていないと思います。 集配の業務という視点で見れば、やはり飛び地がない方が望ましいですし、配達しやすい環境だと言えます。 一番理想的なのは、碁盤の目のように整然とした区画で、順番通りに効率よく配達できる環境です。
会	長	ありがとうございます。非常に貴重なご意見が伺えたかと思えます。 住所が分かりにくいという点についてですが、消防署や警察署、郵便局といったプロフェッショナルの方々にとっては、ほとんど問題がないかもしれません。 しかし一方で、最近ではウーバーイーツのような配達サービスも増えてきており、配達員の方は必ずしも地元の土地勘があるわけではありません。 また、同じ姓の方が多く住んでいる地域も日野市内にはたくさんあり、こうしたケースでは配達先が分かりにくく、困ることも多々あります。 そのため、区画整理と町名地番整理は区別して考える必要があります。 特に、枝番が複雑に入り組んでいる地域については、やはり解消していく方向で取り組むべきではないかと思います。 今後は、例えば「大字〇〇」をあえて「△△町」に変更し、その末尾に新たな番号を付け加えることが本当に合理的なのか、個別具体的に検討していく必要があると思います。

	大字豊田地区について、私個人の意見としては、現状のままで特に大きな不便はないので、このままで良いのではないかと感じています。 しかし、地域によって状況は大きく異なりますので、例えば「日野7773」のように、明らかに分かりにくい場所については抜本的な見直しが求められるケースもあるかと思います。 昭和37年に住居表示法が制定された当時は、「わかりにくい場所も含め、全国一律に整理してしまおう」という流れが強かったものの、その後、伝統的な地名が失われることへの批判が高まり、一部では元に戻す動きも出てきました。 そういった経緯も踏まえ、今後は地域ごとに個別具体的に、柔軟な対応をしていくことが望ましいのではないかと考えます。私個人としても、そのようなやり方が最適ではないかと思っております。
委 員	この地域に知り合いが住んでいるので、話を聞いてみました。 この町名地番整理について尋ねてみたところ、「そんな話は初めて聞いた」という反応でした。 その地域は区画整理にも含まれておらず、自治会にも加入していないような場所だったので、住民の方々も「あまり関係がない」と思っている様子でした。 「皆さんがそう思うなら、自由にしてもらって構わないのでは」というような、どこか他人事のような受け止め方だったのが印象的でした。 また、その地域は住民同士の付き合いもあまりないような雰囲気、何か少し独特な土地柄だなという印象を受けました。 実際、「自分たちのことは勝手にどうぞ」というスタンスのようでした。

		たし、先ほど申し上げたように、東豊田地区にも加わっていませんし、今回の川辺堀之内地区にも加わっておりません。 それで大字を残したままで進めるというのは理解しがたい部分もあります。	
会	長	はい、ありがとうございます。 やはり「この地区はこうだ」といった価値判断を軽々に下すべきではないと思います。 地形的な観点から申しますと、大字豊田地区は段丘の上に位置しており、その周辺の区画整理事業の対象区域には含まれていないという経緯があります。 大字豊田地区だけをみると、豊田があって東豊田があって、その東側に大字豊田地区があるっていうやや不思議な配置になっていますが、こうした事例は全国的にも珍しいわけではありません。 また、大字豊田地区は全体として比較的まとまりのある地域で、北半分しかなく、地番も 1428 番から 1430 番くらいまでしかありません。 そういった意味でも、現状のままだも問題はないのではないかと個人的には考えます。	
委	員	意見を述べさせていただく前に、まず大字豊田地区の自治会がどのようにエリア分けされているのか、ご確認させていただきたいと思います。	
事	務	局	大字豊田地区の東側には川辺堀之内の自治会があり、そちらに加入されています。
委	員	住民の皆さんがどのような愛着を持たれているのか、また、どのような自治会や組織に加入されているのか、そうしたことも検討すべき	

	要素かと思います。 ただ、実際には町名と町内会が必ずしも一致していなければならないわけではありません。 ですから、例えば町名変更によって地域が分断されてしまい、新しく組織し直さなければならないといった事態にならない限り、現状のままでも問題はないのではないかと考えます。 また、私個人の意見としては、実害がないのであれば、現状維持でよいのではないかと考えています。 というのも、住所が変更されるとなると、その手続きが非常に煩雑になるためです。 これは市で一括して行えるものではなく、結局は住民の方ご自身で全て手続きをしなければならなくなります。 例えば、私自身が結婚をして苗字が変わった際、さまざまな手続きが非常に大変だった経験があります。 住民票だけでなく、銀行や職場など様々なところで変更手続きを行わなければなりませんでした。 これが住所の変更となれば、さらに煩雑になることは想像に難くありません。 さらに、家族や友人、親戚への連絡もしなければなりません。 また、事業所を持っている方もいらっしゃるようですが、そういった場合には登記の変更が必要になったり、封筒や名刺なども全て作り直したりする必要が出てくるなど、その負担は少なくありません。 こうした事情を考えると、特に実害がなければ、現状のままでよいのではないかと思います。
会 長	はい、ありがとうございます。

	それでは、他の委員の皆さまからご意見などがございましたら、お願いしたいと思います。
事務局	本音の部分では、「実害がないのであれば現状のままでよい」というご意見は、まさにその通りだと思っております。 地域の皆さんも、住所変更などの手続きが煩雑になることを非常に嫌がられますので、「特に問題がないのであれば、今のままでよい」といった声が多いのが実際のところですよ。 私たちも、そのお気持ちはよく理解しています。 しかし、行政の立場からすると「実害がないからこのままにします」と公に言うことには難しさがあります。 それだと町名・地番整理事業の趣旨自体を否定することになりかねません。そのため、現状維持とする場合でも何らかの理由付けが必要だと考えています。 以前、万願寺の区画整理による町名地番変更で字名がなくなって混乱があった経緯もございますので、今回の大字豊田地区の事情も踏まえて、「歴史や地域性を考慮し、大字名を残す」というのも一つの理由になるかと思います。 町名地番整理をせず大字名を残すことには、事業の意義を損なわないような理由が必要ですので、事務局としても今後、説明の仕方や理由付けについて改めて検討していきたいと考えております。
会長	はい、ありがとうございます。 今後は、大字日野という大きな地域も控えておりますので、その点についても十分に検討が必要だと考えております。 やはり、これから町名・地番の変更を進める際には、その理由をきちんとご説明できることが重要だと思います。

	大字日野の場合、特に日野本町など一部を除き、地番が非常に複雑化している状況です。 また、大字日野は範囲も広いため、昔の地名を活かして新しい町名とするなど、さまざまな方法を検討しなければならないかと思えます。 ただ、そういった対応が必要な場合には、それ相応の理由をきちんと示すことが大切です。 逆に、現状で特に不便を感じていない地域については、そのまま現行のままとするなど、柔軟な対応も必要だと考えております。 これまで全体の約75%で町名・地番整理が完了しており、今後残る25%を無理に一律で進めてしまうと、かえって不便さが強調されてしまう恐れもあります。 今後は大幅な開発も見込まれにくく、人口減少社会に入っていくことも踏まえた上で、より柔軟な対応が必要だと考えております。 他にご質問やご意見などがございましたら、どうぞお聞かせください。
委 員	今の事務局からのお話に関連してお伺いしますが、そもそもこの審議会は、町名・地番の整理を進めることを前提として議論をしなければならないのでしょうか。
事 務 局	基本的に、町名地番整理の意義としては、例えば先ほども話があった通り、町名や地番が複雑化していることで、例えば消防車などの緊急車両が現場を特定しづらいなど、住民の生活の利便性に支障が出るケースがあるため、町名や地番を整理することで生活に寄与していくという目的があります。 現在、日野市では地域の約半分で区画整理事業を進めており、その

	際には当然ながら、町名や地番の変更が発生します。 そして区画整理区域に隣接する一部の地域でも、町名地番整理を同時に進めている状況です。 こうした町名地番整理には、何らかのメリットがあることが前提になっています。 そのため、この町名地番整理審議会も、基本的には町名地番整理を進めていくという前提のもとで設置され、審議が行われています。 ただ、会長や先生がおっしゃったとおり、今後はより柔軟な考え方も必要になってくるかと思います。 もちろん、町名地番整理の必要性自体が問われる局面もあるとは思いますが、「市民の手続きが負担になる」といった理由で整理を見送るという主張を行政側から公にすることはなかなか難しいところもございます。 つまり、「町名地番整理はなぜ必要なのか」という根本的な目的を踏まえたうえで、柔軟な対応や判断を行っていく必要があると考えております。
委 員	うまく納得しきれない部分もあり、町名地番整理を実施するかどうかについては、やはり整理していく方向で議論を進めることにはなるのでしょうか、最終的には方法や状況について十分に議論した上で、柔軟に対応する、すなわち「整理しない」という選択肢も、この審議会でも検討されてよいのではないかと考えています。 その際の理由として、これまでも「実害がなければ現状のままでよい」「市民の手続きが増えるのは避けたい」といった意見が出されてきましたが、逆に町名地番整理をしないことで、行政サービスの向上につながる場合もある、という理屈も成り立つのではないのでしょうか。

		つまり、町名地番整理を行うことで市民の手続きが煩雑になり、負担を強いることになるのであれば、そうした手続きをあえて市民に課さないことも、行政サービスの一環だと考えます。 そういった観点から、「町名地番整理をしないこと」も、ひとつの選択肢として今後検討できるのではないかと感じました。 論理的なお話として述べさせていただきました。
会	長	少し歴史的なお話をしますと、かつて戦後の時代に町名地番整理を行う際、いわゆる“当用漢字”の導入に伴い、新しい町名には制限された漢字しか使えないという状況がありました。 そのため、従来使われていた地名の漢字が使用できず、和文タイプライター等の技術的制限から、使えない漢字は除外されるという考えがあったのです。 しかし、現在では技術が発展し、ほとんどの漢字が使えるようになりました。この点においては、技術の進歩が歴史的な地名の保存・活用を後押ししている側面もあると思います。 また、引越しや相続など、様々な手続きを市民が個々に行わなくてはならない状況についても、これからの行政としてはワンストップ化を進め、手続きの簡略化を図る必要があると考えます。 住所が複雑な地域を整理していくこと自体は非常に意義がある一方で、手続き面については、行政側がよりスムーズに進められる仕組み作りも重要な課題だと思います。 例えば諸外国を見ますと、ドイツやフランスなどでは地籍図や土地情報がデジタル化され、市民が簡単にアクセスできるようになっています。 日本の場合は所有者不明の土地も多く、まだまだ遅れをとっている

		現状があります。 特に、農村部では旧来の細かい農道や、赤道による地割りが複雑に絡み合い、それが現代まで残ってしまっています。 そのため、区画整理によって新たな町名・地番に整えていく過程では、旧来の行政界との齟齬や複雑さが生じることも多いです。 そうした課題を解決し、誰もが分かりやすく、たどり着きやすい住所体系にしていくことが、町名地番整理の基本的な考え方です。 もちろん簡単なことではありませんが、日野市としても、できるところから一つひとつ取り組んでいくことが重要だと思います。 その中で、町名地番整理審議会の役割は、現実には無理のない範囲で整理を進めていくことだと、私自身は考えております。
委	員	法務局の方と消防署の方にもお伺いしたい。
法	務	局 今まで皆さまから様々なご意見をいただきましたが、ここで法務局の立場から一言申し上げます。 町名地番整理については、確かに多様な考え方ができるかと思えます。現在、法務局では、不動産登記法に基づく「地図の作成」を平成 17 年(2005年)から全国で順次進めております。 その目的としては、まちづくりや再開発への寄与に加え、大規模災害の発生後、復興の際にも迅速な対応が可能となるよう、整備を進めているところです。 今回、日野市における地番整理の具体的な状況まで調査してきていないのですが、確かに「枝番」や「枝号」と呼ばれる細かな番号が、300 番台、400 番台、場合によっては 2000 番台まで存在する地域も全国にございます。 このような複雑な地番体系のままですと、いざ災害が発生した際や

	復興の場面では、想定以上に時間がかかってしまうケースがあります。 逆に、あらかじめ地番整理が進んでいることで、復興対応等においても、一定程度の時間短縮に繋がるものと実感しております。 もちろん、住所や地番が変更されるとなると、そこでまた各種行政手続きが必要になり、市民の皆さまにご負担やご不便をおかけする面があるのも確かです。 それはデメリットとして意識しなければなりません。 一方で、地番整理には復興や日常の分かりやすさといったメリットも期待できます。 本日この場で何かを決定するということではありませんが、それぞれ異なる観点や立場から幅広い意見が出されることは非常に大切だと考えております。 最終的にどのように整理を進めていくかは、今後の皆さまのご議論に委ねられるところです。 法務局の立場としては、最終的に地番整理の結果を登記簿に反映させていく役割を担っています。 賛成・反対を申し上げる立場にはございませんが、地番整理が進むことで登記事務も分かりやすくなりますので、一定のメリットがあるものと考えております。
会 長	ちなみに、日野市内における 14 条地図の整備状況は、現在どのくらい進んでいるのでしょうか。
法 務 局	具体的な数値は把握しておりませんが、日野市内における法務局自体が直接作成した「14 条地図」(いわゆる 14 条 1 項地図)の整備率は、現時点では数%程度にとどまっています。

		法務局には現在、「公図」と「地図」の２種類が備え付けられています が、このうち「地図」と呼ばれているものが、座標値(世界測地系等)に 基づき、現地復元性のある 14 条 1 項地図となります。 ただし、法務局の独自事業で作成されたものは、全国的にも僅か 数%の整備率です。 一方、それ以外の部分については、各自治体が実施する地籍調査や 区画整理事業(いわゆる換地処分など)の成果をもとに作成された地 図が法務局へ送付され、備え付けられているのが現状です。 全国的に見ても、これらを含めて「地図」として備え付けられている 割合は、まだ 50%を下回っています。 このように、現状の整備率はまだ十分とは言えませんが、今後さら に整備が進んでくることで、多くのメリットが生まれるのではないかと 考えています。
会	長	「14 条地図」というものについては、初めて耳にされる方もいらっ しゃるかと思います。これは、不動産登記法第 14 条に規定されている 地図のことで、正確な位置関係や形状を記載した、いわゆる“精度の高 い地図”です。 一方で、正確な地図ではないものとして「公図」があります。 公図は、明治時代の地租改正の際に作成されたもので、現地がどの ようになっているのかを正確に復元することが難しい地図です。 そのため、裁判の証拠などに提出しても完全な証拠とはなりにく く、しばしば土地を巡るトラブルの原因になっています。 このような背景から、土地の基盤情報として、より正確な「14 条地 図」を整備していくことが長年求められているのですが、実際には整 備の進捗が思うように進んでいないのが現状です。

消 防 署	皆さまからさまざまなご意見をいただき、ありがとうございます。 消防署の立場から申し上げますと、たとえ飛び地であっても、現在は事前に調べれば場所を特定することは可能ですので、出動自体ができないということはありません。 ただし、我々は緊急時に消防や救急で現場に駆けつける必要がありますので、飛び地など住所の複雑な場所については、どちらの地域に該当するのか、現場がどこなのかを特定するのに時間がかかることがあるかもしれません。 例えば今回のご議論にある大字豊田地区について、この区域は比較的分かりやすいため、実際に探すのが困難といった問題は大きくないと感じています。 実害のお話で言えば、特にはないと言えるかと思います。 一方で、今後大字日野などの町名地番整理を進めていく際に、例えば大字日野の一部が「日野●丁目」となり、その他が「大字日野」のままといったように分割される場合、大字豊田地区との整合性や一体性をどのように保つかが課題になると考えます。 仮に大字豊田地区が残ったために、大字日野も同様に残る形で分割が行われた場合、緊急走行時の現場到着までに時間を要するケースが増えてしまう可能性も想定されます。 そのため、目先の個別対応だけでなく、今後の全体的な方針や町名地番整理の進め方についても、しっかり考えていくことが大切だと感じました。
事 務 局	事務局の立場から、改めてお話をさせていただきます。 今回の審議会は、基本的には、現在整備がされていない地域について町名地番の整理を進めていきたいという前提のもとで開かれてお

		ります。 委員からのご発言があったように、今後、日野市全体で整理が進んでいない地域をどのようにしていくのかも含めて、ご意見いただいたものと受け止めております。 そういった中で、やはり公共の福祉や経済的な側面をベースに、多方面からご議論いただくことが重要だと考えています。 一方で、町名地番整理によって発生する住民の皆さまのご負担についても、これは決して小さなものではありませんので、そうした点も十分に考慮しなければなりません。 つまり、個人のご負担だけに着目して整理をする・しないということ判断するのではなく、公共の福祉や経済的効果、個人の負担感、さらには地名を残すといった文化的な側面も含め、さまざまな観点からバランスよく、柔軟に判断していく必要があると考えております。 本日は皆さまに、そうした視点をお持ちいただきながら活発にご議論いただけたことについて、感謝申し上げます。 今後も多面的なご意見をもとに、より良い方向に進めていければと思います。ありがとうございました。
会	長	はい、ありがとうございます。それでは、他の委員の皆さまからご意見などがございましたら、お願いしたいと思います。
委	員	私は前回からこの審議会に参加させていただいております。前回は万願寺・宮地区について議論が行われましたが、その際には、過去に町名変更があった地区の一部を元の町名に戻すかどうかという議論も行われました。 今後、町名地番整理を進めていく上では、本当にその必要性があるのか、改めて慎重に検討することが重要ではないかと思います。

		これまでの議論の中でも、警察署や消防署など関係機関からも、特に大きな支障はなかったとのご意見がありました。 大字豊田地区についても、これまで特に問題が生じていなかったのではないかと考えています。 したがって、大字豊田地区においても、町名地番整理が本当に必要なかどうか、もう一度しっかりと検討すべきだと考えます。
会	長	ありがとうございます。やはり、町名地番整理については、個別具体的にしっかりと検討していくべきだと思います。 万願寺地区の町名地番整理については、当初、市の原案には大字下田といった名称は全く含まれておらず、その結果、地名が消えてしまったという経緯がありました。 その際、私も下田の名称を残すよう署名運動を行いました。当時とは時代も変わってきたと思います。 この点については、これまでも繰り返し指摘がありますが、その地区の実情に即して柔軟に対応することが大切だと考えています。 今後、区画整理が新たに行われる地区もかなり少なくなっていると思いますので、そうした進捗状況も十分に注視しながら、当初から「整理ありき」と決めつけるのではなく、実際に何が市民にとって最善なのかをよく考えながら進めていく必要があると考えております。 まだご発言がない委員の方、よろしければご意見いただければと思います。
委	員	確かに、地番などが変更されると、さまざまな手続きが大変になることは理解しています。 ただ、今の時代に、実際そこに住んでいる方々がどのような思いを持っていらっしゃるのか、正直、私自身は存じ上げていません。昔から

	住んでいる方と、新しく移り住んできた方とでは感じ方も違うのかも しれません。 例えば、新たにその地域に住もうと思われた方が「大字豊田」という 地名に対してどのように感じるのか、私としては少し田舎っぽい印象 を受けてしまいます。 そのため、もし住民の皆さんが「大字豊田」という名前を残したいと いう強い希望があるなら、その意向を尊重してもよいでしょうし、逆に 「川辺堀之内」という名称にした方が良いという意見が多ければ、そち らに変更しても良いかと思います。 そこで、住民の意向調査などはすでに実施されているのでしょ うか。 その点について教えていただけるとありがたいです。
事 務 局	先ほど少しご案内いたしました、平成 28 年頃に、職員が実際に 住民の皆様のお宅を回らせていただきました。 その際、全員の方と直接お会いすることはできませんでしたが、「地 名はそのまま残してほしい」といった、町名地番の変更に反対される ご意見をいくつかいただいたことを記憶しております。
委 員	どうしても行政的に町名や地番を変更しなければならないという明 確な理由がなければ、現状のまま残しておくというのも一つの方法な のではないかと私は思います。 ただ一方で、「田舎っぽいイメージが気になる」という方もいらっし やるのではないかと感じています。 そうした場合には、分かりやすい「〇丁目〇番」のような地番に変更 することも選択肢になると思います。 長い目で見たとき、手続きが大変なのは理解していますが、それ以

		上にメリットが出てくる可能性もあると思います。 少し話が変わりますが、実は未実施地区の約 25%に、私の事業所がある高幡地区も含まれています。 高幡地区で区画整理が行われた際も、結局「〇丁目〇番」ではなく、以前と同じような「千何番」や「何番のいくつ」という地番のままでした。今改めて考えると、「〇丁目〇番〇号」といった分かりやすい地番にしてもらえた方が良かったのではないかと感じています。 やはり、戸数(世帯数)がそれほど多くない地域であれば、住民の方々の意向を丁寧に確認した上で判断するのが良いのではないかと思います。 現状、行政サービスの提供に特別な支障があるわけではありませんので、地域の方の意見や希望を尊重するというのも一つの選択肢だと考えています。
会	長	1つ難しい点として、先ほどの大字豊田地区は、もともと豊田村という古い村の範囲に該当します。 ですので、その地名を単純に川辺堀之内としてしまうのは、若干問題があるのではないかと思います。 もう 1 つ、住民の意向を尊重することは、民主主義社会において非常に重要なことですが、その一方で、どうしても人気のある地名が拡大するという傾向が見受けられます。 例えば、世田谷区成城についても、隣接する調布市入間町にあるマンションの多くが「〇〇マンション成城」となっております。 周辺地区の方々も成城という地名を希望して、実際に成城という地名が広がったという経緯もあります。

	銀座もかつて関東大震災直後の町名地番整理によって面積が 5 倍ほどになったと聞いています。 現在ある銀座のうち、昔からの本来の銀座は全体の約 9%で、残り 91%はもともと別の地域だったという状況です。 このようなこともあるため、「住民の意向をそのまま町名に反映する」ということについては、それなりに慎重な姿勢が必要だと感じています。 また、「大字」についてですが、正式な書類以外であまり「大字」と書く機会也没有ありません。 実際、私自身もかつて大字がつく地名に住んでおりましたが、「大字」と書いた覚えはほとんどありませんし、そこまで強くこだわる必要もないのかなとも思っております。
会 長	他にございませんか。 それでは、本日の議題は以上となります。 最後に事務局から連絡はありますでしょうか。
事 務 局	事務局でございます。 連絡事項として、2件ございます。 はじめに、委員の改選についてです。 第27期の皆様の任期は、本年8月31日をもって満了を迎えます。 9月からは第28期の委員へ委嘱できるよう、委員改選の手続きを順次進めていく予定です。 委員の皆様には個別にご連絡させていただきますよう、よろしくお願いいたします。 次に、次回の審議会の予定でございます。 次回審議会は、秋頃に予定しております、事業区域内説明会を行っ

	た後、本年の冬頃の開催を考えております。 日程が近くなりましたら、改めてご連絡いたしますのでよろしくお願い いたします。 事務局からは以上でございます。
会 長	それでは、本日の議題は以上となります。 これにて、第27期第2回町名地番整理審議会を終了いたします。 皆様、ありがとうございました。
	会長署名 _____ 印 _____